

平成 28 年熊本地震に伴うボランティア活動に対する

「災害派遣等従事車両証明書」の発行について

(平成 29 年 9 月 27 日更新)

平成 28 年熊本地震に伴う災害に際し、被災地支援等を目的とするボランティア活動に従事する車両に対して「災害派遣等従事車両証明書」を交付する旨熊本県より通知がありました。高速道路等有料道路の料金所を出る際に、本証明書を料金所に御提出いただくことによって、有料道路の通行料金について無料措置が講じられます。詳細は下記のとおりです。

1 期間

平成 28 年 4 月 21 日～平成 29 年 12 月 31 日

2 対象車両

平成 28 年熊本地震に伴う熊本市内の被災地支援等を目的とするボランティア活動に使用する車両

3 有料道路料金の無料措置が講じられる路線

以下の道路管理会社が管理する道路

- ・西日本高速道路株式会社 ・阪神高速道路株式会社
- ・本州四国連絡高速道路株式会社 ・中日本高速道路株式会社
- ・東日本高速道路株式会社 ・首都高速道路株式会社

【各地方道路公社】

- ・名古屋高速道路公社 ・広島高速道路公社 ・福岡北九州高速道路公社
- ・北九州市道路公社 ・神戸市道路公社
- ・青森県道路公社 ・宮城県道路公社 ・福島県道路公社 ・茨城県道路公社
- ・栃木県道路公社 ・埼玉県道路公社 ・千葉県道路公社 ・神奈川県道路公社
- ・長野県道路公社 ・山梨県道路公社 ・静岡県道路公社 ・愛知県道路公社
- ・富山県道路公社 ・福井県道路公社 ・滋賀県道路公社 ・京都府道路公社
- ・大阪府道路公社 ・兵庫県道路公社 ・奈良県道路公社 ・広島県道路公社

- ・福岡県道路公社 ・佐賀県道路公社 ・長崎県道路公社 ・熊本県道路公社
- ・宮崎県道路公社 ・鹿児島県道路公社

4 証明書発行手続き

- (1) 熊本市社会福祉協議会へ、「災害派遣等従事車両証明書発行に係るボランティア活動予定確認書」（別紙1）（以下「確認書」）を直接持参または、ファックスで提出ください。
- (2) 受理結果が記された「確認書」（別紙1）を添付して、「災害派遣等従事車両証明の申請書」（別紙2）を最寄りの各都道府県庁または各市町村へ提出し、「災害派遣等従事車両証明書」（以下「証明書」）を必要枚数受け取ってください。

5 使用方法

- ・証明書は、精算する料金所ごとに、車両1台ごとに1枚必要となります。
- ・出入口とも一般の料金所を利用し、入口では通行券を受け取り、出口では料金所で証明書と通行券を提出してください（ETCレーン及びスマートICの利用はできません）。